

庁名 那覇地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8						15	4		12	6	6000円		
民事調停	民事調停						4		2			5	590円		
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)							1					110円	不動産3筆まで 55万円 不動産3筆を超える場合 55万円+5万円×(超える 筆数)	※ 保管金提出書を窓口で 受領される場合、郵便切手 は不要です。 ※ 電子納付利用者登録を 行っている場合は、登録コー ドをお知らせください。
	強制競売申立て							1					110円	不動産3筆まで 55万円 不動産3筆を超える場合 55万円+5万円×(超える 筆数)	※ 保管金提出書を窓口で 受領される場合、郵便切手 は不要です。 ※ 電子納付利用者登録を 行っている場合は、登録コー ドをお知らせください。
	債務名義に基づく債権差押え	5		1				4		1	1	1	3320円	当事者が複数の場合は、該 当する当事者の数分を追加 (内訳) 命令正本送達分 110円 (債権者分) 1220円 (債務者分) 1290円 (第三債務者分) 陳述書送付分 590円 (裁判所送付分) 110円 (債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第 三債務者へ陳述催告を希 望する場合のみです。	

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事執行	養育費等に基づく債権差押え	5		1			4		1	1	1		3320円		<p>当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 〈内訳〉 命令正本送達分 110円 (債権者分) 1220円 (債務者分) 1290円 (第三債務者分) 陳述書送付分 590円 (裁判所送付分) 110円 (債権者送付分) ※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。</p>
	財産開示						1						110円	6000円	<p>※ 保管金提出書を窓口で受領される場合、郵便切手は不要です。 ※ 電子納付利用者登録を行っている場合は、登録コードをお知らせください。</p>
	情報取得							1						110円	<p>不動産情報 6000円 勤務先情報 6000円(第三者が1名増えるごとに2000円ずつ追加します。) 預貯金情報・株式情報 5000円(第三者が1名増えるごとに4000円ずつ追加します。)</p> <p>※ 保管金提出書を窓口で受領される場合、郵便切手は不要です。 ※ 電子納付利用者登録を行っている場合は、登録コードをお知らせください。 ※ 直送用封筒等 預貯金情報又は株式情報の申立ての場合には、料金受取人払封筒又は郵便切手110円分を貼付し、申立人の住所・氏名を記載した定型郵便用封筒を第三者の数だけ提出してください。</p>

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
保全	債権仮差押 【陳述催告の申立てあり】 【第三債務者、債務者の数が各 1の場合】	5					1	4	2	2	1		3210円		1,290円分×第三債務者の 数+1,220円分×債務者の 数+(110円分+590円分) ×第三債務者の数。  陳述催告の申立てをしない 場合は1,220円分×(債務 者の数+第三債務者の数)  債権者への決定書を窓口 交付する際は110円分は不 要
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止) 【債務者1名の場合】	2						2			1		1220円		要審尋事件の場合には 110円分×債務者の数を加 える。  本局管轄以外の不動産に 関する申立ての場合は、 590円分×2を追加する。  債権者への決定書を窓口 交付する際は110円分は不 要
	不動産仮処分(占有移転禁止) 【債務者1名の場合】	2						2			1		1220円		要審尋事件の場合には 110円分×債務者の数を加 える。
保護命令	保護命令	6						10			10	10	4300円		
労働審判	労働審判	4						5	2		15	10	3000円		